

ガイドライン改定（令和8年3月）のポイントについて

1. 地方自治法改正に伴う対応

- 令和6年の地方自治法の改正に伴い、大臣指針案が令和7年4月1日付で発出されており、ガイドライン第1編総則において記載内容が重複する箇所等について削除等を実施。

2. 機器の廃棄・データ消去について

- 「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」を参考にマイナンバー利用事務系の領域において住民情報を保存する記録媒体における機器の物理的破壊について、機器のリユース（再利用）が困難になることやコスト等の課題があることから、物理破壊以外の方法を追加。また、データ消去作業の職員の立ち合いを行う範囲を明確化。

3. USBメモリ等の利用におけるリスクへの対処

- 「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」と総務省のガイドラインを整合した上で不足している対策について追記。

4. その他

- 「政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインの一部改定（令和7年9月）」を踏まえ、DNS設定情報を悪用する攻撃等について追記。

※ 上記2・3については第3編 対策基準（解説）を改定。

※ 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドラインについては時点更新と形式修正のみ。